



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2019年9月2日号

## 9月は健康増進普及月間、全国規模でイベントや啓発事業 ~生活習慣病の理解も

《背景》健康増進法の規定に基づいて厚生労働大臣が定めている「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(厚生労働省告示)において、毎年9月は健康増進普及月間と位置づけられており、様々なイベントや広報活動などが行われている。

《ポイント》健康増進普及月間は、食生活改善普及運動と併せて展開。地域の課題を設定し、より多くの住民が参加できるように工夫するほか、国、地方公共団体、企業、民間団体等が相互に協力し、全国規模の中核的なイベントなどを実施するものとされている。

《解説》高齢化や疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性について国民一人ひとりの理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、様々な行事等を全国的に実施するものです。今年の統一標語は、「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ~健康寿命の延伸~」。厚生労働省はホームページを利用した広報等を図るほか、ポスターの作成等で健康増進に関する普及啓発を図ります。また、健康増進普及月間の趣旨に賛同する都道府県、保健所設置市、特別区、市町村、関係団体が、それぞれの地域や職域の実情に即して、創意工夫をこらした効果的な普及啓発を図る予定です。

### ◎健康増進普及月間(9月1日~9月30日)の活動内容の例

- テレビ、ラジオ、新聞など報道機関の協力を得た広報
- 都道府県および市区町村の広報紙、関係機関および関係団体等の機関紙、有線放送、インターネット等の活用による広報
- ポスター、リーフレット等による広報
- 健康増進に関する各種講演会、研修会、シンポジウム、フォーラムおよび映画会等の開催
- ウォーキング等の運動イベントの開催
- 地域別、年代別に応じた健康増進のための行動目標、スローガン等の公募および発表
- 住民主体のボランティアグループ等を通じた情報提供の推進
- 健康相談、食生活相談および栄養改善指導

(厚生労働省が公表した「令和元年度 健康増進普及月間実施要綱による」)

《発行》

**アステラス製薬株式会社**

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

**医療総研株式会社** (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004  
TEL. 03-3817-8867